

令和6年度 奈良県非住宅木造建築適応促進支援業務委託

仕様書

1. 業務の名称

令和6年度 奈良県非住宅木造建築適応促進支援業務委託

2. 業務の目的

住宅様式の変化や人口減少による木造住宅着工数の減少に伴い、奈良県産材の需要低迷に直面しているなか、住宅分野のみならず非住宅分野での事業拡大、事業再編、販路拡大、新たな市場開拓等の挑戦を試みる意欲的な木材関連事業者に対して、コンサルタント等による支援を行うことで、奈良県産材の利用拡大に繋げていくことを目的とします。

3. 業務の内容

本業務は、県が公募により選定した事業者(以下「支援事業者」という。)3者(予定)を対象に、以下(1)から(6)の項目を実施する。

(1) 支援事業者へのヒアリング

- ア 支援事業者の組織、体制等の基本情報の確認
- イ 損益等の財務の確認
- ウ 商流の確認

仕入先から販売先までの商品等の流れ、取引先(仕入れ・外注・販売先等)の概要と取引状況・取引条件や、業種特性を踏まえた売上構成要素(平均単価・販売数量、人数、稼働率)などの推移を確認

エ 業務プロセスの確認

業務フロー及び各工程の作業内容を確認

オ 外部環境の確認

支援事業者の属する業界及び市場の概要と動向等を確認

(2) 経営・営業データの分析

上記(1)のヒアリング結果について分析を実施する。

- ア 支援事業者の組織、体制等の基本情報を整理し、経営体制・事業継承における問題点を追求
- イ 損益等の財務状況を分析
- ウ 商流から見た支援事業者の特色、問題点を追求
- エ 業務プロセスから強み・弱み等を分析

オ 外部環境の問題点や今後の見通し等について検討

(3) 課題解決に係る活動・支援計画(案)の策定

(2) の分析結果から、支援事業者の現状と課題を把握し、支援事業者が希望する支援を考慮しながら、取り組むべき具体的な内容、取組方法、スケジュール、取組の目標水準を設定し、活動・支援計画(案)を策定する。

(4) 中間報告

上記(1)のヒアリング及び(2)の分析が完了し、(3)の課題解決に係る活動・支援計画(案)を策定した時点で、その内容について発注者に報告・協議を行う。

(5) 活動・支援計画の実行

発注者に活動・支援計画(案)について同意を得たうえで、活動・支援を実行する。実行状況を確認するため、対応者、取組内容等を記録する。

(6) 支援業務完了報告書の作成

上記(1)～(5)の結果及び今後克服すべき課題等について報告書を作成する。

4. 成果品の提出

業務の成果品の提出は、次のとおりとする。

提出物 : 支援業務完了報告書(紙媒体3部及び電子媒体各1部)

提出場所 : 奈良県環境森林部県産材利用推進課

5. 業務の実施体制

受託者は、総括責任者を選任するとともに、委託業務を適切に遂行することができる主任担当者(常勤・非常勤は問わない)を、総括責任者とは別に、少なくとも1名は配置し、外部からの問い合わせや連絡に適切に対応すること。

6. 業務の実施要件

- (1) 業務に必要な資料等については、県が提供するもののほか、受託者が作成または入手すること。
- (2) 業務の円滑な実施のため、県と十分な連絡を取るとともに、各種打合せ等に参加し、各種打合せの要点を整理し、提出すること。
- (3) 業務の実施に際し、必要に応じて、奈良県の公設試験機関である森林技術センターに協力を求め、指導・助言を受けること。
- (4) 修正・調整等を依頼した場合には、迅速に対応すること。
- (5) 業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 業務の遂行によって生じる権利(著作権等)は県に帰属するものとする。
- (7) 県が保有する資料については、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて貸与するものとする。奈良県が貸与する資料については、受託者は破損、

紛失のないよう取扱いに十分注意し、本業務の完了後、速やかに返却しなければならない。また、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

- (8) 受託者は、本委託業務で知り得た県及び支援事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。本業務委託期間終了後においても同様とする。
- (9) 本業務に係る経理については、他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにしておくこと。

7. 委託期間

契約締結の日より令和7年2月28日（金）まで

8. 発注担当課

奈良県環境森林部県産材利用推進課

生産・需要拡大係 TEL:0742-27-7476/FAX:0742-27-1070

9. その他

- (1) 本委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県環境森林部県産材利用推進課の指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項や疑義等が生じた場合については、奈良県環境森林部県産材利用推進課及び受託者双方の協議のうえ決定する。
- (3) 奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）にのっとり、別紙公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）を理解した上で受注すること。
- (4) 本業務における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳重に取扱うことし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 1 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。